

男女共同参画「あきたF・F推進員」登録要綱

(趣 旨)

第1条 男女共同参画社会形成のための施策の一環として、各市町村における男女共同参画に関する施策・事業がより効果的に行われるよう、地域における推進的役割を担う人材を「あきたF・F推進員」(以下「推進員」という。)として登録する。

(認定・登録)

第2条 市町村から研修生として推薦のあった者のうち、次に掲げる要件を満たした者を推進員として認定、登録する。

- 一 県が別に定める研修へ参加した者
- 二 前号の研修をすべて修了後、報告書を提出し、推進員として適当であると知事が認めた者
- 2 前項第1号に掲げる研修を単年度で修了できなかった者は、翌年度まで研修期間を延長することができる。
- 3 推進員の登録は市5名以上、町村3名以上を目安とする。

(支 援)

第3条 県は、推進員の活動を支援する。

- 2 県は市町村・地域・企業等へ推進員制度を周知させ、幅広い活用を求める。
- 3 県は市町村等からの申請に応じ、別に定めるところにより推進員を派遣する。
- 4 県は推進員へ推進員証を交付し、活動時に携帯させる。

(任 期)

第4条 推進員の任期は5年とする。ただし、任期中に県が別に定める研修を修了した場合は、その任期を延長することができる。

- 2 任期の中途において、やむを得ない事由により、推進員として活動が出来なくなった場合は、本人からの申し出により、推進員の登録を抹消し、第3条第4項に基づく推進員証を返還させる。

(活 動)

第5条 推進員は、主に次の事業に関する活動を行う。

- 一 市町村
 - ア 市町村男女共同参画計画策定に関する委員会等
 - イ 各市町村が実施する男女共同参画関連事業
 - ウ 各市町村の男女共同参画政策に関わる各種審議会
- 二 地域
町内会、公民館などの催しにおける、講演・ワークショップ・座談会
- 三 企業
各企業のイベントなどにおける、講演・ワークショップ
- 四 学校
PTAの会合等における、講演・座談会等
- 五 男女共同参画センター
 - ア 男女共同参画センター運営委員
 - イ 男女共同参画センターが実施する男女共同参画関連事業における、講演・ワークショップ等
- 六 その他
各団体等で開催する事業

(推進員の旅費等)

第6条 前条に掲げる活動（ただし、第一号及び第五号を除く。）のうち、第3条第3項に基づく派遣に係る旅費等の経費については、必要に応じ、県が負担する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進員の登録等に関し必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

平成18年4月12日一部改定。

平成21年5月20日一部改定。

平成22年3月30日一部改定。

平成23年10月1日一部改定。

平成26年4月16日一部改定。

令和 3年4月 1日一部改定。